平成２２年（フ）第３６９号
神奈川県横須賀市桜が丘２丁目24番１号
破産者　株式会社マッシュ
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４７号
新潟市西区善久701番地２
破産者　有限会社デザインオフィスティンク
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９５号
長野県飯田市上郷飯沼1951番地３
破産者　有限会社モリコーポレーション
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１０３号
長野県飯田市松尾町１丁目19番地
破産者　有限会社王将
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第３２３号
岡山市東区西大寺新地304番地５　Ａ―101
破産者　藤堂　　学
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６３５号
長崎県長崎市花丘町７番10号　ボンヌール花丘401号
破産者　高稲　　裕
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０７号
東京都町田市本町田2348番地１公社住宅ホ３―105
破産者　宮澤　陽子（旧姓淺野）
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６７号
長野市大字風間字宮河原748番１
破産者　株式会社松野
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
最後の住所　長野市大字富竹1036番地１
破産者　亡渡辺芳雄相続財産
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
愛知県蒲郡市鹿島町深田26番地２
破産者　有限会社恵心社
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１９５号
愛知県豊橋市若松町字北ヶ谷245番地の３
破産者　野中　秀高
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１６９号
山口県光市木園１丁目14番１号
破産者　筒井建設株式会社
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１０９号
宮崎市鶴島１丁目９番５号
破産者　鶴島商事株式会社
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３１７号
長野県松本市石芝３丁目12番４号
破産者　中越　紀雄
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７５０号
兵庫県姫路市的形町的形1255番地、従前の住所兵庫県たつの市新宮町新宮117番地
破産者　川角　都子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６６９号
仙台市泉区山の寺２丁目15番14号
破産者　米内　吉春
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７４号
仙台市太白区鹿野２丁目14番14―503号
破産者　佐藤　秀樹
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０３号
仙台市青葉区愛子東６丁目３番14号　プラザ・ヴ・エスプリⅡ202
破産者　松浦　吏恵（旧姓庄子）
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５０９号
埼玉県越谷市南越谷３丁目24番５号　コレクト１番館303、前住所埼玉県さいたま市南区文蔵５丁目26番２号　604
破産者　桜井　　潤
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目３番16号ベルメゾンＭ―１―301
破産者　曽我　真弘
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６３０号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目３番16号ベルメゾンＭ―１―301
破産者　曽我　由紀
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係